

指名停止措置の概要

- 指名停止措置業者名： タチバナ工業株式会社
法人番号： 4470001002705
住 所： 香川県高松市朝日新町32番45号
- 指名停止措置期間： 令和4年3月31日から令和4年6月30日まで(3ヵ月)
- 指名停止措置の範囲： 全国
- 事実概要：

香川県小豆郡土庄町が発注した沖之島の架橋工事をめぐり、前町長より入札に関する秘密情報(最低制限価格)を聞き出して不正に落札したとして、タチバナ工業株式会社の取締役専務が令和4年2月3日、香川県警に逮捕され、令和4年2月24日、公契約関係競売入札妨害罪で起訴されたものである。

- 指名停止措置理由：

役務の有資格登録業者であるタチバナ工業株式会社の代表役員の上記案件に係る行為は、「国土交通省所管の物品等調達契約に係る指名停止等の取扱いについて」(平成14年10月29日付け国官会第1562号)第1条の規定により準用する「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」(昭和59年3月29日付け建設省厚第91号)別表第2第10号(公契約関係競売等妨害又は談合)に該当するものである。

<工事請負契約に係る指名停止等の措置要領 別表第2>

措 置 要 件	期 間
1~9 略	略
(公契約関係競売等妨害又は談合)	
10 他の公共機関の職員が締結した請負契約に係る工事に関し、代表役員等が公契約関係競売等妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき(第12号に掲げる場合を除く。)	逮捕又は公訴を知った日から 3ヵ月以上12ヵ月以内

(問い合わせ先)

〒305-0811 茨城県つくば市北郷1番
国土交通省 国土地理院

総務部契約課長 小 島 正 和 電話 029-864-4385 (直通)

総務部契約管理官 大 橋 秀 己 電話 029-864-6870 (直通)